

工場法の制定過程に関する研究

——教育条項を中心に——

小野田総合高等職業訓練校 溶接科 沢 和 寿

調査研究ノート

はじめに

昭和49年12月の「雇用保険法」の制定と、それに伴う職業訓練制度改革は、労働者の教育に関し、次の三点において、今後その内実がどうあるべきかという問題を提起しているように思われる。即ち、その第一は労働者に対する一般普通教育についてであり、その第二は狭義の職業訓練（技能・技術教育）についてであり、その第三は労働組合教育についてである。

ところで、かかる視点からの労働者教育に関する制度改革の主張と試みは、何にも今に始まったことではなかった。その萌芽は、既に明治14年に始まり明治44年に制定公布された「工場法」の制定過程の中に読みとることができるのである。というのは、この「工場法」の制定過程、とりわけ明治30年代前半のそれにおいて、片山潜を中心とする「労働組合期成会」が、労働者の品位向上および地位向上の意図の下に、労働者教育に関して、①一般普通教育を要求し、②徒弟制度の改革を提言し、③労働組合の教育機能を重視していることを指摘できるからである。つまり、「労働組合期成会」は、既に明治30年代前半において、一般普通教育、職業訓練、労働組合教育を一括した労働者教育制度の確立を要求しているのである。

しかし、「労働組合期成会」のかかる労働者教育制度化要求は、明治44年に制定公布された「工場法」の

教育条項においては、実現することはなかった。すなわち、第一の一般普通教育の要求に関しては、「労働組合期成会」は政府が当初から法案に盛り込んでいた教育条項を批判し、より強化するよう修正運動を展開したにもかかわらず、その運動は成功せず、「工場法」の教育条項から一般普通教育規定が欠落していったのである。第二の徒弟制度の改革の主張は、法案では熟練労働者の積極的養成の形で徒弟規定を設けながら、しかし「工場法」では簡略化され、これまでの徒弟制度の実態を変えるまでに至らず、わずかに徒弟の認可制度が「工場法施行令」の中に設けられたにすぎなかった。第三の労働組合の教育機能重視の主張は、まったく無視され法制化されるまで至らなかった。このように、「工場法」にみられる教育条項の内実は、「労働組合期成会」はもちろんのこと、同法制定の担い手でもあった農商務省の官僚を中心とする改革立案者たちをも満足させるものとはなり得なかった。

しかし、かかる「工場法」の教育条項の挫折史を、今日再度見直すことは、「雇用保険」の制度に伴う職業訓練制度改革を、今後意味あらしめるために、より必要なことのように思う。本小稿は、かかる意図の下に、筆者が昭和49年に卒業論文として提出した「工場法制定過程の研究」を加筆修正したものである。

第一章 工場法制定過程

——労働組合期成会を中心に——

「工場法」は、明治14年、農商務省の開明官僚たちの手によって着手され、実に30年という長い年月を費して、明治44年3月29日に制定公布され実を結ぶのである。とりわけ明治30年代前半において、法案内容、民間の制定運動は、ともにピークに達するのである。

明治30年7月4日、片山潜を中心とし、「鉄工組合」を中核とする「労働組合期成会」が結成され、ここに近代的労働組合が成立する。と同時に民間の組織的な「工場法」制定運動も展開されるのである。農商務省が明治31年9月に「工場法案」を起草し、「第3回農

商工高等会議」に諮問する前に、各地の商業会議所に諮問したところ、この動きを察した「期成会」は、同年9月23日、陳情委員、「永山栄次、小沢弁造、沢田半之助、片山潜、高野房太郎」⁽¹⁾の5名を選出し、「工場法案に対する意見書」を決定するのである。その修正内容は、法適用を5名以上の職工および徒弟を使用する工場に拡大し、10歳未満の年少労働者の労働禁止、14歳未満の年少労働者に8時間の労働時間制、14歳以上の労働者に10時間制、14歳未満の職工には、工場主にみずからの経営負担で教育を与えることを義務づけ、労働市場の閉鎖性に反対するものであった。労働者教育に関する規定については、法案作成当初から一貫して、教育規定、徒弟規定がともに盛り込まれており、「第3回農商工高等会議」に諮問された法案は、表1-1に示すような内容であった。しかし「期成会」は、この教育規定のあいまいさをつき、「法案第十二条の規定は是を強制的となし雇主をして其執行の責を負はしむるにあらずんば到底其完全の施行を望むべからず」⁽²⁾と批判し、法案第12条を「工業主は尋常小学校の教科を卒らざる十四歳未満の職工に自己の費用を以て相当の教育を興ふへし」⁽³⁾と修正強化することを修正意見書に盛り込むのである。さらにかかる普通教育の制度化のほか、徒弟制度の改革、労働組合法の制定もあわせて強く主張するのである。かくして「期成会」は修正意見書をもって、農商務省の大臣、局長、あるいは内務大臣をはじめ、農商工高等会議員の不在や面会謝絶にあいながらも執拗に訪問し、陳情運動を展開するのである。そしてかかる陳情運動と並行して、「期成会」は「対工場法案政談演説会」を各地で開催する

のである。また、かかる陳情運動、演説会の以外にも、法案修正運動として、農商務省に対する請願運動およびデモを計画しているのである。さて「期成会」が以上のような修正運動を展開するなかで、明治31年10月24日、「工場法案」は、「第3回農商工高等会議」に諮問された。同会議の修正案は、「期成会」の修正案よりも控えめなものであるが、しかし農商務省の原案より、さらに一步進めたものであった。しかし、労働者教育に関する限り、その教育規定は「期成会」の修正強化の主張にもかかわらず、原案より後退し、さらに徒弟規定も表1-2に示すように、授業に関する項目が削除され、「職工・徒弟規定」として簡略化されて、熟練労働者の積極的養成という側面は極度に後退したものであった。それにもかかわらず、この「農商工高等会議」の修正案は、なんらの理由もなく握りつぶされたのである。そしてそればかりではなく、逆に「期成会」が受け取ったものは、明治33年2月23日の「治安警察法」の公布であった。この「治安警察法」により、「期成会」は、早くも少数の活動家のグループに転落し、また「期成会」から生まれた他の近代的労働組合の「日鉄矯正会」、「活版工組合」も、明治35年までには消滅してしまい、これとともに法案に対する民間の組織的な修正運動も消滅してしまうのである。かかる状況の中で、法案当初から一貫して盛り込まれていた教育規定は、明治35年11月5日の「工場法案ノ要領」から欠落してしまうのである。しかし、かかる後退は労働者教育に関する規定ばかりではない。法適用範囲、労働時間のいずれをとっても、「第3回農商工高等会議」の修正案をピークに、それ以後の法

表 1

明治31年9月 農商務省の起草による工場法案	第3回 農商工高等会議の修正案
第十二条 工業主ハ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル十四才未満ノ職工ニ自己ノ費用ヲ以テ相当ノ教育ヲ与フルノ設備ヲ為スヘシ 前項ノ職工ハ工業主ノ定ムル教則ニ服従スヘシ	第十条 工業主ハ工場寄宿舎ニ居住スル職工・徒弟ニシテ十四才未満ノ者ニ対シ相当ノ教育ヲ与ヘ且其ノ疾病ノ際引取人ナキトキハ之ヲ救養スルノ義務アルモノトス
第二十四条 工業主徒弟ヲ養成セントスルキハ予メ徒弟規則ヲ設ケ当該官庁ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ変更セントスルトキ亦同シ	第十二条 工業主ハ職工・徒弟規則ヲ設ケ地方長官ニ届出ツヘシ之ヲ変更スルトキ亦同シ
第二十五条 徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ 一、修業契約ニ関スル規程 一、休日、修業時間及休憩時間ニ関スル規程 一、授業ニ関スル規程 一、給与ニ関スル規程 一、疾病、負傷、死亡手当ニ関スル規程 一、賞与、懲戒ニ関スル規程 一、積立金ニ関スル規程 一、第十二条ノ教則	第十三条 職工・徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ 一、雇用契約又ハ修業契約ニ関スル規程 一、休日・就業時間及休憩時間ニ関スル規程 一、賞罰ニ関スル規程 一、救恤ニ関スル規程 一、積立金ヲ為ス場合ニハ其ノ規程 一、危害ヲ避クル為メ特ニ設ケタル禁制アルトキハ其ノ禁制 職工・徒弟規則ハ工業主及職工・徒弟ヲ羈束ス

案からは労働者保護法規としてよりも、資本家保護という側面が強く押し出され、労働者自身のものとはなりえなくなるのである。明治43年、起草の「工場法案の説明」に対する片山潜の批判は、このことを端的に示しているといえよう。

「(前略)今翻って這回発表せられたる案の内容を見るに頗る吾人の意に満たざる者あり。他なし。数次の修正を経る毎に法の精神は漸々埋没せられ、回を重ねるに従って案は益々劣悪なる者となり下るの観あることは是なり。殊に今回の草案を見て吾輩の切に感ずるは、起草者の苦心の要点が法の根本目的たる労働者の保護其者にあらずして却って関係工業者の便宜、利益を害せざらんことを是れ努め其歎心を傷はんとを是れ恐れ、只管工業者の主張に迎合して戦々兢兢として立案したるの跡歴然たることは是なり。(中略)今工場法案に於て婦女及幼童の労働時間を十二時間と規定するが如きは壯年職工に於て已に八時間より九時に九時間より十時間にと、漸々延長して而かも今日辛ふじて十時間に喰ひ止め得たる標準を、更らに十二時間に引き墜すに誘引を態々法律を以て作るに均しき者にして、工場法としては以

ての外の規定と云はざるべからず。(中略)其他該法案には、時間の規定と此欠陥の外に、更らに工場主の利益の爲めに不当の譲歩を爲したる条目甚だ多し。(中略)今回の法案が事実にて其反対に出でたるは、吾輩の失望する所なり」(4)

以上、見て来たように「期成会」が明治30年代前半において、「工場法」の制定過程で展開した労働者教育に関する3つの主張、つまり普通教育の要求、徒弟制度の改革、労働組合の教育機能の重視とその一括制度化の運動は、どれ1つといえども受け入れられることはなかった。そして普通教育の要求は、法案当初においては教育規定の形で設けられながら、しかし明治35年の「工場法案ノ要領」から欠落し、労働組合そのものによる教育機能の主張とその制度化としての「労働組合法」の要求は、まったく無視された。また徒弟制度の改革の主張は、徒弟規定の形で設けられながら簡略化され、わずかに、大正5年8月3日、「施行令」の中に認可制度の徒弟規定が設けられたにすぎなかったのである(5)。しかし、それは当時の徒弟制度の弊害を取り去るだけの力もなく蛆の脱殻に等しいものであった。

第二章 教育規定の欠落と徒弟規定の簡略化の要因

教育規定が何故に明治35年の「工場法案ノ要領」から欠落していったのであろうか。この疑問を解明する前に、政府は何故に「工場法案」の中に、教育規定を盛り込もうとしたのか、そのいきさつから見ていくことにする。

政府が「第3回農商工高等会議」に諮問した「工場法案」の中に、第12条教育規定を設けた意図は、農商務省参事官美濃部俊吉の次のような説明によって窺うことができる。即ち、「十二条ノ教育ハ尋常小学教育デハナイノデゴザイマス。低度ノ教育ヲ与フル積リデアルノデ、随分職工ノ多数ヲ見マスルニ、全ク一丁字ノナイ者ガ多イノデ、此等ノ者ヲ駆テ、工場ニ使フノハ己ムヲ得ヌ次第デ、使ハレル者モ便利デアリマセウガ、身心発達ノ時代ニ、何等ノ教育ナシニ経過スルノハ、遺憾トスル所デアル。併シ外国ノ例ニアルガ如ク強迫教育ノ制度ヲ勵行シテ小学校ヲ終ハラヌ者ハ、工場ニ入ルコトガ出来ヌト云フ様ナコトハ、今日ノ工場ノ有様、教育ノ程度ニ於テ、出来ナイコトデアルカラ過渡ノ時代ニ於テ、ドウシテ良イカト云フコトハ、余程研究ヲ要スルコトデアル。従テ教育ハ極メテ低度ノモノデ良イ考デアリマス(中略)教育ノコトニ付キマ

シテモ、文部省トハ余程違ッテ居リマスカラ文部省ノ認可ヲ経ルノ必要ハナイト認メテ居ルノデアリマス」

(6)。「本省ノ考ヘハ善良ニシテ技術アル職工ハ多少教育ノ土台ヲ養ハナケレバナラス、ソレヲ全クホッテ置クヨリハ、事情ノ許ス範囲内ニ於テ多少ノ教育ヲ与ヘルコトハ利益ト考ヘテ居ル」(7)と説明している。

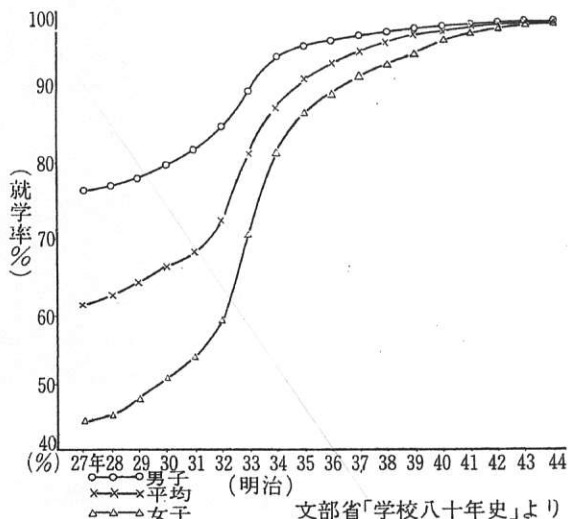


図1 学齡児童および学齡児童の就学率

すなわち、政府の意図は図1に示すように、明治12年の「教育令」により尋常小学校の就学率が低下したため、その対策として「工場法案」の中に、教育規定を盛り込まざるをえなかったのである。なお第12条による教育内容について見ても、政府の考えは、「教育ノコトニ付キマシテモ、文部省ノ普通教育トハ余程違ッテ居リマスカラ、文部省ノ認可ヲ経ルノ必要ハナイ」というものであった。また教育程度も「ホッデ置クヨリハ、事情ノ許ス範囲内ニ於テ多少ノ教育ヲ与フル」程度のもので良いと考えていたのである。しかも政府はこの規定を恒常的なものとは考えていなかった。というのは、「過渡ノ時代ニ対スル策トシテ、一時已ムヲ得ヌコトシテ許シタルノdeal」と述べていることから明らかな通り、「小学校令」による尋常小学校の就学率が増加し向上すれば、この教育規定は廃止していこうとしていたと推測されるからである。

明治33年8月20日に「小学校令」は全面改正され、就学期間も4年に統一された。しかも授業料が廃止されたこともあり就学率は増加し、明治34年には図1に示すように、男子の就学率94%、女子82%、明治35年には、男子96%、女子87%、平均92%となり、「小学校令」に基づく義務教育機関は制度的に確立するに至ったのである。このことにより第12条の存在理由が薄らいでしまい、「工場法案」中から教育規定が欠落してしまったものと思われる。さらにもう1つの要因が上げられる。それは当時の苛酷な労働状態である。

明治30年代の労働状態は、「生糸職事情」によると、「生糸工場ニ於テ労働時間ヲ独リ昼間ニノミ限ラズ之ヲ夜間ニ延長スル所アリ、即チ始業時刻ハ大概日出トシテ終業時刻ハ夜間ニ入ルナリ、此ノ執業方法ニ依ル工場ニシテ夏季日永キ時ニ在ッテハ日没ヲ以テ終業時刻ト為スコトアリト雖モ、其他ノ時季ニ在ッテハ日没後火ヲ点ジテ業ヲ執ラシメ、早キハ八時頃遅キハ十時頃マデ労働ヲナサシム、此ノ方法ヲ行フトキハ毎日ノ労働時間ハ決シテ十三、四時間ヲ下ルコトナク、長キハ十七、八時間ニ達スルコトモ亦之ナシト云フベカラズ」⁽⁸⁾と報告している。また織物工場においても同様であった。さらに紡績工場においては、原則として12時間、2交替制がとられていたが、「昼業ヲ終ヘテ帰ラントスル職工ニ就キ居残ヲ命ジ遂ニ翌朝ニ至ルマデ二十四時間ノ立業ニ従事セシムルコト往々之アリ、甚シキニ至リテハ尚此工女ヲシテ翌日ノ昼業ニ従事セシメ通シテ三十六時間ニ及ブコト亦稀ニ之ナシトス」⁽⁹⁾と苛酷なものであった。それは当時の労働状態が、労働者に教育どころか、「日本の下層社会」

「女工哀史」が詳細に報告し、かつ訴え続けていたような状況下におかれていたのである。このような状況下では、教育どころではないという事実認識を、政府がしたものと思われる。この間のいきさつについて、「工場法案ノ要領」の説明の中で、窪田静太郎工務課長は「此教育ノ目的ニ付テハ工場法ハ積極的ニ之ニ教育ヲ与ヘルト云フ所ノ手段ハ執テ居ラナイデ、此法デハ教育ヲ受クルト云フコトヲ妨ゲナイ様ニスルコトヲ此法ノ目的トシテ、其妨ゲナイ所ニ拠ッテ行キマシテ、積極的ニ教育ヲスルコト云フコトハ、教育令ノ方デ教育制度ノ方デヤッテ行キタイト云フ考デ居ルノデ、デ之ハ私共ノ工場ノ実況、職工等ノ状況ナドカラ調査致シマシタ所デハ工場デ工場主ヲシテ此幼者ニ積極的ニ教育セシムルコト云フヤウナコトハ行ハレヌ話deal。ソレハ寧々無理ナ注文deal」⁽¹⁰⁾と説明している。また「工場調査要領」にも「工場主カ就業時間ノ一部ヲ割キ教育ヲ授クル施設ヲ為サンコトハ望マシケレトモ一般ノ工業主ニ対シ教育ノ義務ヲ負ハシムル畢意外形的ニ止リ終極ノ効果ヲ収ムルコト能ハサルヤ明ナリ」⁽¹¹⁾と報告している。以上のような2つの要因によって、教育規定が「工場法案」から欠落していったものと思われる。

ところで、第25条の徒弟規定が簡略化されていった要因は何であろうか。それは当時、工場における職工の養成が「工場徒弟制」形態で行われていた事実から、徒弟は一種の職工とみなすべきであり、あるいは同一視すべきであるという意見が支配的であったことにあるといえよう⁽¹²⁾。しかし、この間のいきさつについては、岡実が「工場法案ノ当初ハ徒弟ヲ職工中ニ包含セシメタリ、二十年案ニ於テハ徒弟ノ定義ヲ掲ケテ『徒弟ハ工業製造人ノ家族ニ附属シ其ノ業法ノ伝習ヲ受ケシカニ為使用セラルル職工ナリ』トシ徒弟契約ニ関シ独逸ノ主義ヲ参酌シテ規定ヲ設ケタリ、三十一年案亦『職工徒弟』ナル文字ヲ用キタリト雖、徒弟ニ関シテハ工場法中ニ一章ヲ設ケテ特殊ノ事項ヲ規定スルカ如型式ヲ採リタリ（農商工高等会議ニ於テハ全然之ヲ同一視スルコトニ修正セリ）、三十五年案モ亦此ノ主義ヲ採リ『職工徒弟ノ雇入』ナル文字ヲ用キタリ」⁽¹³⁾と解説していることが目にとまるだけであり、なぜ職工と徒弟を同一視するに至ったのか、その原因はさだかではない。しかしその間の事情については、明治31年10月22日に東京商業会議所が「工場法案ニ対スル意見」⁽¹⁴⁾書を農商務省に答申した中で、「職工、徒弟ニ関スル規定ハ事実ニ於テ其必要ヲ認メサルコト」の理由から、およその見当がつく。

第三章 「労働組合期成会」の労働者教育に関する主張

第一章で見て来たように、「期成会」の労働者教育に関する主張は、一般普通教育、徒弟制度の改革、労働組合教育の3点にわたっていた。ここでは、「期成会」のかかる主張が、いかなる意図、論理に基づき行われたかを明らかにしたい。

まず最初に一般普通教育についてであるが、「期成会」は、初等普通教育の必要性を強張し、「平民政策中粹なる者は平民の群衆を教育して其知識上道德上及躰格上の性質を發育せしめて社会生存に対する群衆の勢力を拡張するに在り、故に曰く平民政策は軍備の拡張に非ず、殖産興業に非ず、外国の侵略に非ず、内国の裝飾に非ず、吾人は唯二字を知るのみ、曰く教育是なり」¹⁰⁰と主張している。そしてこのため「期成会」は、有料制の初等教育を批判し、「教育享受権」のもとに、無償制の初等教育制度の確立を次の如く主張した。すなわち、「吾人は主張す教育なる者は社会的の者なり普及的の者なり、貧富貴賤を問はず苟くも生命を文明世界に受けたる者何人と雖も先天的に教育を受くべき權利を有す教育は文明社会の賜なり、人類社会の公有物なり、何人と雖も之を私すべからず、去れば教育は一個の国家事業として国家自ら之に経費を負担し公立学校を設立して以て一般国民を教育するの義務あるなり」¹⁰¹

次に職工に必要な普通教育の内容については、「職工教育は吾人労働世界の最も主張する所なり（中略）今日の職工に必要なは処世の技術なり、文明的思想を發起せしむるにあり、技師の範囲内にある事をなまぢっか教ゆるよりも、歴史経済文学美術に付て学び其人間としての品位を高むるに努むべきなり（中略）吾人の欲する職工教育は断じて精神教育なること」¹⁰²と主張し、人間として職工の品位の向上を最も強く主張したのである。

しかし「期成会」の普通教育の内容に関する主張には、首尾一貫しないところが認められる。明治33年3月15日発行の『労働世界』57号では、「工業の進歩に伴ふて最も感ずる者は職工の精練と其技術の高妙と其人物の徳性の高からんことである（中略）精神教育を職工間に施すの最急務たるを認むる者じゃ、宗教教育は品行方正の基本たることを信ず、我職工教育に従事する人々は職工の精神教育即ち宗教素養に一顧を費されんことを望む」¹⁰³と主張し、職工教育＝宗教教育を行うことを述べている。かかる主張に対し、明治33年

8月1日発行の『労働世界』64号では、技術知識を含む普通教育を主張して、「今日の職工の最も要する者は普通教育にして之に次ぐ者は算術及び製図なり彼等は常識を有せざるべからず（中略）今日の職工は少なくとも工業進歩の潮流に沿ふて進み日に月に発明応用さるる所の新機械を解得し之が応用使用せざるだけの教育を有せねばならぬ是れ吾人が職工教育に努むる所なり」¹⁰⁴と述べている。

このような「期成会」の主張は、多方面に拡散してゆく傾向が強く、どの主張を現実のものとしていくかについて具体的戦略に欠けるところがあり、それゆえに現実を変えうる力とはなりえないものであったといわざるをえない。

ところで、徒弟制度の改革については、どうであろうか。「期成会」は、「労働者は一種の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育を以て存在し得べき者に非ず。労働者の訓練を目的とする者は徒弟制度なり」¹⁰⁵と主張し、徒弟制度の必要性を強調している。しかし、当時の徒弟制度の実態は、安価な労働者という側面が強く推し出され、熟練労働者の養成は、唯だ名のみであった。このような徒弟制度の実態に対して「期成会」は「徒弟制度を改良して労働者の有益なる技術を養成する」¹⁰⁶ことを提唱し、その改革案として、徒弟制度と平行する徒弟学校の設立を次のように訴えている。

「徒弟を使用する工場に於て之が設備を為すの責任あり（中略）徒弟制度の設備は独り之を工場に求むるのみならず又大に天下公衆に訴へざるべからず。徒弟制度は世の不幸なる子弟を收容して善良なる職工作り出すの主意を兼ねて一種の教育機関と平行し得る者なり（中略）吾人は各種の労働者に向て徒弟学校の設立を希望す」¹⁰⁷

また「期成会」は夜学校による補充や労働組合そのものの教育機能を重視して、労働組合による「職工となるに要する教育制度即ち徒弟制度の管理」¹⁰⁸をも主張している。「期成会」のこのような徒弟制度の改革の背後には、既存の実業学校教育が、労働者の地位向上や質の向上に役立っておらず、逆に労働者に不利益をかもしていることに対して、次のような厳しい批判を含んでいるのである。

「実業学校を設立し我実業社会を進歩せしめんとする当路者の考へは（中略）変態し而して其卒業後

の地位は単に工業事務者とも称すべき方向に用ひられて劣等なる職工輩とは尚懸隔して彼等職工を暢進歩せしむるの原動力とはならずして却て性情の異なる点より作業上に衝突を起し其結果終るべからざる不利益を来たす事あるは屢々雇主の苦言を漏らすの止むべからざるものあるなり斯の如き結果を呈するもの我実業社会を改良進歩ならしむるに適當したる教育の方法とせむや余甚だ惑ひなきこと能はず」⁴⁴の批判である。このような「期成会」の既存の実業学校教育批判は、工業学校長、手島精一に於て「公開書」において頂点に達している。

「足下の薫陶を受ける貴校の得業生が各工場の技手となり労働者の監督者にして労働者を蔑視し往々虐待酷役至らざる処なし（中略）抑も教育の目的は人物を養成するにあり若し其修得せる技術にして其人物の品格を進むる能はざるか之れ牛馬を育つると何ぞ異らんや牛馬も教ゆれば善く車をひき土地を耕やし又荷物を運搬するなり職工監督の任を有し職工の師導者たるべき智識あり教育ある工業学校得業生が職工固有の地位を無視し工場弊害の泉源となり雇主と労働者間の不調和をかもすに至っては貴校の名声を破毀する者と信ず然れども足下若し工業学校は工業の技術を教育する処なり労働問題の解釈を學ばしむる処にあらず其職工に対するや唯技術あるのみ又何ぞ職工其者に思慮を及ぼすに努めしめんや要は技術者を作るに在りて人物を養成する処にあらずと云はば吾人は前言を廃して更に技術上に関して貴校得業生と職工間の来歴を指摘し進んで足下の高教を仰ぐべし」⁴⁵

かかる実業学校教育の激烈なる批判の上に、「期成会」は「徒弟教育の真相」と題し、次の如く主張するのである。

「徒弟教育の目的は立派な職工を養成するに在り即ち實際技術に通達せる職工を作り出すに而して實際の技能があると同時に實際の仕事に関する知識も必要である技能が知識がなければ充分に其立派な技能を応用することが出来ぬ臨機応変の処置に出でて以て万般の仕事を経済になすことが出来ぬ多くの進歩と発見は實際と知識が同合一致して居るからである今日行はるる徒弟教育の弊は職工を養成せず只技術を知った者を作るだけであることだ言を換へて言へば今日の徒弟教育は職工の人物を養成するに注意しない彼等教員は技術のみに而も技術的知識のみにめがけて職工の人となりには少しも注意しない故に今日の徒弟教育は徒弟を傲慢ならしむる風があ

る謙遜と云ふ美德を知らない技術は熟練せざるも少し斗り知識を得たのでもの知り顔をして従来の技能ある良職工を経蔑する風がある是れ全く徒弟教育に従事する教師の不心得の致す処である今日の徒弟教育は実に徒弟を害毒するものである徒弟教育は技能知識及人物養成の三者が大切である而して第三の人物養成が最も肝要である」⁴⁶

ところで、労働組合の教育機能については、どうであろうか。「期成会」の片山潜は、労働組合の教育機能について、「労働組合は労働者の教育方法中最も良好にして且つ最も理想に近き者なり、労働組合は思想及行為に於ける多数労働者の調和的進歩を意味する者なり、彼等は此組合に由て必要の時機に同僚に同情たるの方法を解し且つ其得たる所の収入を如何に利用すべきかを教へられ如何に其業務を指導すべきやを訓練せらるる者なり、組合は實際生活の一大教育機関なり、組合は亦自ら作る所の規則の下に民主的自治政治の主義を教育する者なり」⁴⁷と述べている。また高野房太郎は、さらに一步進めて、「職工組合が、労働時間の節減に力め、幼童の就学規定を主張せるが如きは、その単に教育機関たるに満足せず、労働者をして教育機関を利用するの便宜を得せしめ、又其子弟をして智見開発の便を得せしめんが為めに外ならず。」⁴⁸と主張している。そして労働組合の教育機能による経済的効果について、「職工組合が教育機関として労働者の智見を開発せるの結果として来るべき者は、経済上に於ては賃銀の騰貴なり（中略）然らば即ち職工組合が智見開発の為に、労働者の生活程度を進めしむるは、労働者の経済的地位を上進せしむる者にして、労働者は此が為に、高度の賃銀を得、高度の生活を為するを得。更に此高度の賃銀の社会上に及ぼす効果に就いて観察すれば、其効果の反って労働者の受くる直接の利益に優る者ありて在す。長袖能く舞ひ、多銭能く買う、高度の賃銀を得るの労働者は、能く買ふ所の労働者なり、能く買ふ者の多きは能く売れる所以なり、而して能く売るは即ち商売の繁昌にあらずや、工業の盛栄にあらずや、（中略）然らば職工組合が其教育機関たる職分を全ふして以て労働者の智見を弘め、其生活程度を上進せしめ、以て賃銀の騰貴を致さしむるに對しては、国家が職工組合に負ふ所甚だ多しと言はざるべからざるなり」⁴⁹と述べている。さらに道義的効果についても言及している。そして、かかる視点から「期成会」は、「労働組合法案を望む」と題し、次の如く「労働組合法」を主張するのである。即ち、「何故に労働者は組合法案を望むや実に労働者は孤立して

助けなき位置に居れり此憐れなる労働者を其悪境遇より救ひ出し彼等をして団結せしめ組合を作り堅固なる組合の裁制の許に其の技術を切磋し其知識を琢ぎ其の美風を養成し其の経済の基礎を樹立しむるの最大急務

なるを以てなり（中略）組合法案を制定して以て労働者をして団結の下に進歩せしめる一方には其技芸の発達を計り又一方には悪虐無道の資本家の圧制を防ぎ以て真正なる調和を計るに努力するを希望するなり」²⁰

おわりに

「労働組合期成会」の労働者教育に関する以上のような主張には、今日においてもなお無視しえない視点がある。それは、労働者教育を一般普通教育、技能技術教育、労働組合教育の三位一体として捉えたことにあると言えよう、しかしかかる主張があったにもかかわらず、その後の労働者教育の実態は、一般普通教

育、技能技術教育、労働組合教育が分断実施されることになるのである。ここに我が国の技能労働者教育が、労働者自身のものとなりえなかった悲劇の原点があるように思われてならない。この問題の克服が、今日要請されている職業訓練制度改革の今日的課題ではないであろうか。

脚

- (1) 労働運動史料委員会編集；「労働世界」，労働運動史料刊行委員会，昭和30年第21号，（明治31年10月1日）210ページ
- (2) 労働運動史料委員会編集；日本労働運動史料3巻東大出版部，1968年，194ページ
- (3) 「同上書」194ページ
- (4) 日本労働運動史料第3巻，233～234ページ
- (5) 「工場法施行令」
第二十八条 工場ニ収容スル徒弟ハ左ノ各号ノ条件ヲ具備スルコトヲ要ス。
一 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト。
二 一定ノ指導者ノ指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト。
三 品性ノ修養ニ関シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト。
四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規定ニ依リ収容セララルコト。
(6) 第3回農商工高等会議議事速記録，199ページ
(7) 第3回農商工高等会議議事速記録，197ページ
(8) 農商務省編；職工事情，1967年，名著刊行会，173ページ
(9) 同上書，26～27ページ
(10) 渋沢青洲記念財団竜門社編；渋沢栄一伝記資料第22

注

- 巻，渋沢栄一伝記資料刊行会，昭和33年，829ページ
- (11) 隅谷三喜男編；職工および工夫調査，光生館，昭和40年，98～99ページ
- (12) 隅谷三喜男編；日本職業訓練発展史＜下＞日本労働協会，昭和46年69ページ
- (13) 岡 実；工場法論，有斐閣，大正6年732～733ページ
- (14) 渋沢栄一伝記資料第21巻345～346ページ
- (15) 労働世界，第1号，明治32年3月1日，313ページ
- (16) 同上書，第9号，明治31年4月1日，83ページ
- (17) 同上書，第40号，明治32年7月15日，383ページ
- (18) 同上書，第57号，明治33年3月15日，532ページ
- (19) 同上書，第64号，明治33年8月1日，590ページ
- (20) 同上書，第17号，明治31年8月1日，164ページ
- (21) 同上書，第17号，明治31年8月1日，163ページ
- (22) 同上書，第17号，明治31年8月1日，163ページ
- (23) 同上書，第27号，明治32年1月1日，126ページ
- (24) 同上書，第18号，明治31年8月15日，178ページ
- (25) 同上書，第92号，明治34年10月1日，771ページ
- (26) 同上書，第95号，明治34年11月1日，789ページ
- (27) 同上書，第6号，明治31年1月15日，54ページ
- (28) 同上書，第61号，明治33年5月15日，569ページ
- (29) 同上書，第61号，明治33年5月15日，569ページ
- (30) 同上書，第61号，明治33年5月15日，570ページ